

## (案)

# 令和8年度環境再生事業等の理解醸成等に向けた現地見学会運営業務に係る 仕様書

## 1. 件名

令和8年度環境再生事業等の理解醸成等に向けた現地見学会運営業務

## 2. 業務の目的

平成23年3月11日の東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、同年8月30日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が成立し、平成24年1月1日に施行された。

また、除去土壌等の中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分の実現に向けて、令和7年5月27日に決定された「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の等の推進に関する基本方針」及び令和7年8月26日に決定された「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」においては、

「理解醸成・リスクコミュニケーション」が、取組の柱の一つとして位置づけられており、復興再生利用の必要性・安全性等について、全国民的な理解の醸成に取り組むことが求められている。

本業務では、本特措法及び関連する法令等に基づく取組（福島県をはじめとする関係各県で実施されている除染や特定廃棄物の処理等の事業等。以下、「環境再生事業等」という。）の実施に当たって、その取組に係る計画や環境再生事業等の進捗について、最新かつ正確な情報を解り易く周知することを通じて、環境再生事業等を円滑に実施するための国民の理解を得るとともに、除去土壌等の復興再生利用・福島県外最終処分等に対する全国的な理解醸成や原子力災害による風評被害の払拭に努めることを目的とする。

## 3. 業務の内容

業務の目的を達成するため、環境再生事業等をとりまく経済社会情勢を踏まえ、除去土壌等の福島県外最終処分等に向けた取組に関する全国的な理解醸成及び社会的受容性の段階的な拡大・深化に向けた現地見学会を企画・実施し、その効果を検証することとする。

業務の実施に当たっては、環境再生事業等の理解醸成と風評被害の払拭に資する施策を一体として広報することに留意し、特に、重点的に除去土壌等の復興再生利用・福島県外最終処分等に対する全国的な理解醸成及び社会的受容性の段階的な拡大・深化に向けた取組を実施すること。具体的な業務については、以下の「1) 除去土壌等の復興再生利用・福島県外最終処分に対する全国的な理解醸成及び社会的受容性の段階的な拡大・深化に向けた環境再生事業等の現地見学会の実施」に挙げるが、これらに限定するものではなく、情報の受け手のニーズの分析、これに応じた適切な啓発・普及方法に関する企画を検討し、柔軟に実施するものとする。

また、これらの業務の実施に当たっては、以下の「2) 業務の企画・実施の留意事項」

## (案)

を満たすこと。加えて、本業務の実施に際しては、環境省が別途契約予定の「令和8年度環境再生事業等の理解醸成等に向けた効果検証等調査業務（以下、「効果検証等調査業務」という。）」及び「令和8年度環境再生事業等の理解醸成等に向けたSNS等を活用した情報発信業務」の請負者及び環境省担当官と適宜、情報共有・連携を図りながら進めること。

### 1) 除去土壌等の復興再生利用・福島県外最終処分に対する全国的な理解醸成等に向けた環境再生事業等の現地見学会の実施

環境再生事業等の現場を巡る機会の充実により除去土壌等の復興再生利用・福島県外最終処分に対する全国的な理解醸成等を図るため、環境再生事業等の現地見学会（福島県内）について、取組の実施方針、実施フロー、実施工程等を示した実施計画を作成し、環境省担当官と協議の上、以下に記載している【詳細】に沿って、以下の（1）～（4）の取組を中心に現地見学会を実施すること。また、具体的な成果を可視化するため、各現地見学会実施後すぐに、効果検証等調査業務で定めた指定の項目でレポート（アンケート結果の集計含む）を作成すること。また、現地見学会の参加者に対して、見学会後も持続的にコミュニケーションを交わし続けられる仕組みづくりを、効果検証等調査業務の請負者と連携しながら実施する

#### 【詳細】

- ・現地の移動は主に貸切の大型バス（1台）での移動を想定している。
- ・現地見学会の実施において必要な下記の調整について、環境省担当官と協議の上、実施すること。なお、現地見学会の円滑な運営のため、現地見学会に同行し、見学先の案内等の現地見学会の運営補助をすること。
  - 宿泊先（1人部屋、1泊2食付きを基本とする）の手配、
  - 集合場所までの移動手段（新幹線や飛行機等）の手配、
  - 現地での移動のための大型バスの手配、
  - 見学先の調整・予約（入場料、環境省関連施設等の調整等も含む）、
  - 現地見学会参加者に係る情報の取りまとめ、
  - イベント保険、または特別補償等事業者に対する保険の加入、
  - 現地見学会の行程表等を掲載した参加者に配布する資料の作成（15頁程度、カラー、紙媒体を想定。）等
- ・現地見学会の行程については必ず中間貯蔵施設を訪問先に組み込むこと。
- ・現地見学会中に発生する環境省事業内容に関する説明を行うこと（説明の実施方法等は請負者より提案の上、環境省担当官と相談すること。）。環境省職員が帶同できない場合でも訪問先の施設情報及び環境省事業内容の説明が行える体制を作ること。
- ・現地見学会後のSNS（X（旧Twitter）及びInstagramを想定）や環境省HP等を活用した発信に向けて、現地見学会の実施の様子の撮影・録画及びSNSの投稿文案の作成を行うこと。  
なお、参加者に対し撮影・録画・録音をすること、広報や資料作成等に利用する

(案)

ことについての許可を必ず取ること。

- ・現地見学会の様子を事後採録として新聞記事（福島県内の新聞、合計 15 段カラー広告を想定）で掲載すること。

(1) 参加者を募集するための広報活動を伴う現地見学会について

以下に記載している【内訳】に沿って現地見学会を 11 回程度実施すること。

現地までの旅費を支給する場合は、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」（以下「旅費法等」という。）に準じて支払うこととする。

現地見学会の実施に当たっては、より多くの方々に対して環境再生事業等への理解醸成や福島に対する風評払拭を図るため、多様な方が参加できるような広報を企画し実施すること。また、現地見学会を開催する際は、環境省 SNS・HP 等を活用した発信その他参加者の募集に向けた広報を実施すること。なお、海外メディア向けの現地見学会については、海外メディアが閲覧する媒体（令和 6 年度はフォーリンプレスセンターの HP 掲載及び一斉配信を活用）への発信により周知・広報を実施すること。

若者向け現地見学会については、各回のテーマとそのテーマに沿った行程を提案し、環境省担当官と相談の上決定すること。なお、行程を考案する際は予め参加者から収集した意見を反映できる仕組みを作ること。また、全世代を対象とした現地見学会については必要に応じて関係省庁との連携も行うこと。

海外メディア向け現地見学会、学生向け現地見学会及び全世代を対象とした現地見学会については、見学先の地域の方（現地見学会の内容に応じて、環境省担当官が選定又は請負者が提案の上で環境省担当官と協議により選定）との対話の機会を設ける（会議室の借上げ等は不要）こと。見学先で対話する地域の方に対して謝金（1 名 1 日当たり 18,000 円、各回 2 名程度を想定）を支払うこととする。なお、海外メディア向けの現地見学会については、通訳を配置すること（1 名程度を想定）。

若者向けの現地見学会については、現地視察終了後に環境省担当官との対話又は参加者同士の対話の機会を設けるため、会議室等の準備（50 名規模の会議室、1 時間、30 名程度を想定）、対話の運営補助並びに内容の記録及びその実施の様子についての撮影・録画・録音を実施すること。

旅行会社向けの現地見学会、教育関係者向け現地見学会については、見学先の地域の方との対話の機会を設け、見学先で対話する地域の方に対して謝金（1 名 1 日当たり 18,000 円、各回 2 名程度を想定）を支払うこととする。また、現地視察終了後に環境省担当官との対話又は参加者同士の対話（旅行会社の視点で、環境再生事業の理解醸成の深化、さらに福島県浜通り地区への訪問を増加させる方法等についての対話を想定）を設けるため、会議室等の準備（50 名規模の会議室、2 時間、30 名程度を想定）、対話の運営補助並びに内容の記録及びその実施の様子について撮影・録画・録音を行うこと。

(案)

**【内訳】**

- ・国内メディア向けの現地見学会（30名程度を想定）を日帰りで2回程度実施（参加者への旅費の支給は行わない）
- ・海外メディア向けの現地見学会（15名程度を想定）を1泊2日で1回程度実施（参加者への旅費の支給は関東圏内を想定）
- ・教育機関向けの現地見学会（30名程度を想定）を1泊2日で1回程度実施（参加者への旅費の支給区分は全国を想定）
- ・旅行会社向けの現地見学会（30名程度を想定）を1泊2日で1回程度実施（参加者への旅費の支給区分は全国を想定）
- ・学生向け現地見学会（30名程度を想定）を1泊2日で1回程度実施（参加者への旅費の支給区分は全国を想定）
- ・若者向けの現地見学会（30名程度を想定）を2泊3日で3回程度実施（参加者への旅費の支給区分は全国を想定）
- ・全世代を対象とした現地見学会（30名程度を想定）を1泊2日で2回程度、2泊3日で1回程度実施（参加者への旅費の支給区分は全国を想定）

**（2）有識者によるワークショップを含む現地見学会について**

以下に記載している【内訳】に沿ってワークショップを含む現地見学会を9回程度実施すること。

現地見学会については有識者（有識者については環境省担当官と協議の上決定する。9回のうち5回は1回当たり1名程度、残り4回は1回当たり3名程度。全国在住）の意見を踏まえながら行程を企画し、環境省担当官と協議の上業務を実施すること。なお、現地見学会には有識者を随行させること。有識者に対して、旅費及び謝金（1名1日当たり18,000円）を支払うこととし、旅費については旅費法等に準じて支払うこととする。

1回当たり30名程度を想定すること。

参加者については環境省担当官と協議の上決定すること。

現地までの旅費については旅費法等に準じて支払うこととする。

9回の現地見学会のうち2回については見学先の地域の方との対話の機会を設け、見学先で対話する地域の方に対して謝金（1名1日当たり18,000円、各回2名程度を想定）を支払うこととする。

加えて、環境省担当官との対話又は参加者同士が対話出来るワークショップ（会議室での対話を想定（50名規模の会場を手配、合計6時間程度、マイク・プロジェクター・スクリーン等の手配も含む））を設け、対話の運営補助、内容の記録及び実施の様子について撮影・録画・録音をすること。

**【内訳】**

- ・2泊3日で9回程度実施（参加者への旅費の支給区分は全国を想定）

(案)

(3) 参加者を募集するための広報活動を伴わない現地見学会について

以下に記載している【内訳】に沿って現地見学会を25回程度実施すること。

参加者については環境省担当官と協議の上決定すること。行程については環境省が指定する企業・団体等と連携し決めること。

現地までの旅費については旅費法等に準じて支払うこととする。

計25回の現地見学会のうち9回については、見学先の地域の方（現地見学会の内容に応じて、環境省が選定又は請負者が提案の上で環境省と協議により選定）との対話の機会を設けること。見学先で対話する地域の方に対して謝金（1名1日当たり18,000円、2名程度を想定）を支払うこととする。

また、環境省担当官との対話又は参加者同士の対話の機会を設けるため、計25回の現地見学会のうち11回については、会議室等の準備（各回50名規模の会議室、1回当たり1時間を4回程度、2時間を11回程度）、対話の運営補助並びに対話の内容の記録及び対話の実施の様子についての撮影・録画・録音を実施すること。

【内訳】

・日帰りで10回程度実施（1回当たり30人程度を想定。参加者への旅費の支給は行わない）

・1泊2日で14回程度実施

⇒参加者の人数・旅費の支給区分は以下のとおりを想定

① 1回当たり20人程度、全国が3回

② 1回当たり30人程度、旅費の支給なし2回

③ 1回当たり30人程度、全国が9回

・2泊3日で1回程度実施（1回当たり30人程度を想定。参加者への旅費の支給区分は全国を想定）

2) 環境省支援業務

環境省と経産省で実施している「中間貯蔵施設と東京電力福島第一原子力発電所 廃炉資料館の連携見学～環境省×経産省～」について、以下の業務について支援すること。なお、中間貯蔵施設と東京電力福島第一原子力発電所の視察枠の確保は環境省にて実施する。

・参加者を募集するための広報素材の作成（環境省HPへ掲載する募集に関わるコンテンツの作成）

・募集に関わる、予約受付、問合わせ対応、参加者への周知・案内（事後含む）、名簿など視察にあたり必要な情報の集約及び視察先への連携

・参加者へのアンケートの配布・実施・集約

3) 業務の企画・実施の留意事項

(1) 業務の実施に当たっては、環境省の目的・意図及び既存の情報をよく理解しつつ、

(案)

情報の受け手の情報ニーズを把握・分析して、そのニーズに合致し、情報の受け手の目線で分かりやすく提供することを旨として、そのための体制を整備すること。この際、情報の受け手については、一般国民、関係自治体の首長、周辺の住民等、様々な対象毎に分けて検討すること。

- (2) 啓発普及・情報提供の内容・方法について、事前・事後アンケート（様式については、契約締結後、環境省担当官より提供予定）の実施等により情報の受け手からの意見を常に受け、それに基づく改善を業務実施期間中にも提案し必要に応じて実施すること。
- (3) 啓発普及・情報提供の内容・方法について、個別の内容・方法を有機的に連携させ、相互に活用して効果及び効率の向上を図ること。
- (4) 啓発・普及・情報提供の内容の総体及び細部について、環境省及び政府全体の施策等との一貫性を持たせるよう常に配慮し、内容等の更新・充実に反映するとともに、環境省が実施している他の業務との連携を図ること。
- (5) 環境省担当官からの要請に応じて、迅速に資料の作成等を行うことができる体制を整えること。また、本業務に関する担当者を環境省担当官が指示する場所に出頭させる等、環境省担当官との連絡調整業務を行うことができる体制を整えること。
- (6) 業務実施に当たっては、環境省担当官と協議の上、実行すること。

4. 業務履行期限

令和9年3月31日（水）まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 3部（A4版、150頁程度、くるみ製本）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：環境省環境再生グループ（環境再生・資源循環局）

復興再生利用・最終処分戦略担当参事官付

福島再生・未来志向プロジェクト推進室

提出期限：令和9年3月31日（水）

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡された

## (案)

ものとする。

- (2) 請負者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくるように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその

(案)

- 指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和5年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」及び「令和6年度環境再生事業等の理解醸成等に関する現地見学会運営業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和5年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」及び「令和6年度環境再生事業等の理解醸成等に関する現地見学会運営業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省環境再生グループ（環境再生・資源循環局）

復興再生利用・最終処分戦略担当参事官付

福島再生・未来志向プロジェクト推進室（TEL：03-3581-2788）

(案)

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft社Word(ファイル形式は「Office2010(バージョン14)」以降で作成したもの)

- ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel(ファイル形式は「Office2010(バージョン14)」以降で作成したもの)

- ・プレゼンテーション資料；Microsoft社PowerPoint(ファイル形式は「Office2010(バージョン14)」以降で作成したもの)

- ・画像；PNG形式又はJPEG形式

- ・音声・動画；MP3形式、MPEG2形式又はMPEG4形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDFファイル形式(PDF/A-1、PDF/A-2又はPDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-R又はCD-R(以下「DVD-R等」という。仕様書において、DVD-R等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。)

(案)

とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及びDVD-Rに必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。